

茨城県植物園等整備・管理運営事業
サービス対価の算定及び支払い方法

令和6年4月
茨城県

目 次

- 1 サービス対価の構成
- 2 サービス対価の算定及び支払い方法
 - 2-1 サービス対価Aの算定及び支払い方法
 - 2-2 サービス対価Bの算定及び支払い方法
 - 2-3 消費税及び地方消費税

1 サービス対価の構成

茨城県植物園等整備・管理運営事業（以下「本事業」という。）の実施に対し、茨城県（以下「県」という。）が選定事業者を支払うサービス対価は、設計及び工事監理業務・建設業務に係る費用（以下「サービス対価A」という。）、維持管理・運営業務に係る費用（以下「サービス対価B」という。）、消費税及び地方消費税から構成される。

サービス対価を構成する各費用の内訳は、下表に示すとおりとする。

表1 サービス対価の内訳

費用項目	費用の内訳
サービス対価A	・実施設計及び工事監理業務 ・建設業務 ・その他上記に関連して必要と認められる費用
サービス対価B	・維持管理業務 ・運営業務 ・その他上記に関連して必要と認められる費用
消費税及び地方消費税	・上記の費用のうち、課税対象外のものを除いた費用に係る消費税及び地方消費税

2 サービス対価の算定及び支払い方法

選定事業者は、本事業の実実施設計、工事監理、建設、維持管理・運営までのサービスを選定事業者の責任により提供し、県は提供されるサービスに対してその対価を支払う。

2-1 サービス対価Aの算定及び支払い方法

サービス対価Aの費用は、選定事業者が提案する実施設計及び工事監理業務、建設業務に係る費用に基づき算定する。

なお、サービス対価Aの支払い方法は、各事業契約を参照すること。

2-2 サービス対価Bの算定及び支払い方法

サービス対価Bの費用は、5年間で段階的に引き下げ、6年目にゼロとする。

県は、令和7年度から令和11年度までの間に指定管理料として指定管理者基本協定に定める額を支払うが、指定管理料に含まれる人件費及び修繕費は実費精算となることに留意すること。

なお、指定管理料は、指定管理者選定委員会における再審査の段階で設定する。サービス対価Bの支払い方法は、指定管理者基本協定を参照すること。

2-3 消費税及び地方消費税

消費税及び地方消費税については、サービス対価を支払う時期ごとに算定する。